第十条の次に次の三条、款名及び一条を加える。

（総合政策課の所掌事務）

第十一条　総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融庁の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な金融庁の所掌事務の総括に関すること。

二　金融庁の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な金融庁の所掌事務の総括に関すること。

三　金融に係る知識の普及に関すること。

四　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。

五　金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

六　金融庁の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関すること。

七　金融庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

八　金融に関する調査及び研究に関すること。

九　金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関すること。

十　金融庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

十一　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2　前項の場合において、同項第二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第五号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを除くものとする。

（リスク分析総括課の所掌事務）

第十二条　リスク分析総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等（第三条第二項に規定する金融機関等をいう。次号において同じ。）に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること。

二　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること（検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

三　指定紛争解決機関、金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係るものに限る。）、金融商品取引所持株会社及び取引情報蓄積機関の検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）に関すること（前号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

四　沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に関すること（検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

五　総合政策局の所掌事務（第三条第一項第三十四号から第三十七号までに掲げる事務に限る。）に関する財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。

六　第二号から第四号までに規定する検査（以下この号及び次条において「検査」という。）に従事する職員の訓練及び検査に関する事務の指導及び監督に関すること。

（検査監理官の職務）

第十三条　検査監理官は、命を受けて、検査の実施に関する事務を分掌し、検査のうち重要なものを実施し、及び検査に関する事務の監督局との調整を行う。

第二款　企画市場局

（企画市場局に置く課）

第十四条　企画市場局に、次の三課を置く。

総務課

市場課

企業開示課

第十九条第一項第六号中イからトまでを削り、チをイとし、リからレまでをロからヌまでとし、同号ソ中「この号、次条第一項第一号及び第二十一条第一項第一号において」を削り、同号ソを同号ルとし、同号ツを同号ヲとし、同号ネからラまでを同号ワからヨまでとし、同条第二項中「からチまで、ルからタまで及びソからラまで」を「、ロ及びニからヨまで」に、「検査局」を「総合政策局」に、「同項第六号ヌ」を「同項第六号ハ」に改める。

第二十条第一項第一号ただし書中「前条第一項第六号ナ」を「前条第一項第六号カ」に改め、同号ロ中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「及び」に改め、同号ニ中「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「同項第一号イからチまでに掲げる者の監督に関する」を「同項第一号に掲げる」に、「検査局」を「、総合政策局」に改める。

第二十一条第一項第一号中「社団法人全国地方銀行協会」を「一般社団法人全国地方銀行協会」に、「社団法人第二地方銀行協会」を「一般社団法人第二地方銀行協会」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の七号を加える。

四　信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五　農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫

六　株式会社商工組合中央金庫

七　信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

八　信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

九　認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

十　信用保証協会、保証業務支援機関、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

第二十一条第二項中「検査局」を「総合政策局」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ラ」を「第十九条第一項第六号ヨ」に改め、同条第二項中「検査局」を「総合政策局」に、「総務企画局」を「企画市場局」に改める。

第二十三条第二項中「は検査局」を「は総合政策局」に、「総務企画局、検査局」を「総合政策局、企画市場局」に改める。